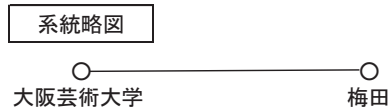


一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の種類、額及び適用方法

大阪芸術大学 梅田線（大阪芸術大学～梅田）



1. 運賃の種類・額

種類		額
普通旅客運賃	片道	1,500 (円)
定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃	67,500 (円)
	通学定期旅客運賃	54,000 (円)
特殊定期旅客運賃	利用期間限定 割引定期券	27,000 (円)

※旅客運賃の計算方法

運賃計算上の端数は、10円単位に四捨五入する。

小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。

2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、当社の一般バスで旅客を運送する場合に適用する。

(2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃 中学生以上の者

(3) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 普通旅客運賃

(a) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(b) 乗車券を使用する旅客が途中下車した時は、原則として前途の区間の乗車を認めない。

イ. 定期旅客運賃

(a) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(b) 通勤定期旅客運賃は、乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。

(c) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する者並びに事業者の指定する学校に通学する者とする。

(d) 特殊定期旅客運賃は、通勤通学定期券類、利用時間限定定期券類、特定地域内乗降フリー定期券類及び乗継割引定期券類等の特殊な定期旅客運賃を設定する場合に適用する。

(e) 定期乗車券類を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

(f) 定期旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(g) 小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃の半額とする。

ウ. 利用期間限定割引定期券（学期定期券）

大阪芸術大学である学生手帳等を提示し、大学構内指定場所にて販売し通学者として登録した者について適用する。

エ. 身体障がい者割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

オ. 知的障がい者割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

カ. 児童福祉法適用者割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4、第41条から第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

キ. 精神障がい者割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

(4) 重複割引に該当する場合の取扱い

運賃の割引で2以上の割引に該当する場合は同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。